

ブライアン・Z・タマナハの法道具主義論をめぐって

6/22/2013

法理学研究会 2013 年 6 月例会

椎名 智彦

- I. 本報告の課題
- II. タマナハの法道具主義論：空器としての法
- III. タマナハの立ち位置
- IV. 結びにかえて

I. 本報告の課題

- 1. タマナハの法道具主義論の概要を提示 (⇒ 彼の主題の 1 つである「鏡のテーゼ」と不可分)
- 2. グリーン、ヴァーミュールによる批判の分析やフラー等との対比を通じて、タマナハのより一般的な立場 (あくまでテンタティヴなもの) を素描
- 3. 残された課題の整理

II. タマナハの法道具主義論：空器としての法

1. 「鏡のテーゼ」への反駁：「現代における法は、社会を反映していない」

- i.) 法 (国家法) をめぐる現実と法理論との乖離に対する問題意識：ミクロネシアでの原体験
- ii.) 進化説・社会契約説：移植法と受容側社会の作為的接合を通じた支配の正当化

2. 法と実体的価値原理 (慣習・道徳・宗教等) との切断

- i.) 法律家による法知の独占
- ii.) 啓蒙主義
- iii.) グローバリゼーション
- iv.) 解決の手段としての法
- v.) タマナハが定義する「道具としての法」の要素

⇒ ①「実体的価値を帯有しない空器」 + ②「目的達成機能」

3. アメリカ法文化の診断：法の支配の危機

- i.) 規範的拘束力の相対視：リーガリティの弛緩 (法的不安定性)
- ii.) 背景：20 世紀初頭の道具主義者 (パウンド、ルウェリンら) による定式化：「法は公共善を実現するための道具」、道徳相対主義 (moral relativism)
- iii.) 法律家の墮落 ※ 原因の一端を法学教育に求める
- iv.) 処方箋：「意識的なルール遵守志向」(“consciously rule-bound orientation”)

4. グリーン、ヴァーミュールによる批判

- i.) 「問題は身勝手さ (selfishness) であり、道具主義ではない」(グリーン)

⇒ 法的手段性そのものは、タマナハ自身もたしかに否定していない

ii.) 「不必要な蒸し返し」, 「単一の共通善 (a common good) など発見不可能」(ヴァーミュール・1)

⇒ 後者の批判をめぐるタマナハとヴァーミュールの距離：善に関する規範的把握と実証的把握

iii.) 「『法的手段性を承認しつつ、合目的的考慮を排除せよ』という要求は背理・妄言」

⇒ 「秘儀的リーガリズム」(esoteric legalism)(ヴァーミュール・2)

⇒ 視角のズレは何に起因するか？

iv.) これらの批判 ⇒ タマナハ道具主義論の課題を明らかにするとともに、彼のより一般的な

ヴィジョンがどのようなものであるかという点について示唆

III. タマナハの立ち位置

1. フラーとの重なり合い

i.) 法の支配に関する形式的理解

「予測可能性を確保することによって行動の自由を保障する」という点で共通するが、完全に同じではない ⇒ 「内的道徳」への懐疑

ii.) 全体としての法システムが一定の善き目的 (正義；公共善) の実現に向けられるべきことを承認するが、その目的の具体像については踏み込んだ考察を行わない

iii.) 法への忠誠 (fidelity to law) ※ ヴァーミュールの合理主義との対比

2. 法実証主義的側面

i.) 事実に・実証的考察の重視

ii.) 法と価値との切断 ⇒ 分離のテーゼ (?)

iii.) 法道具主義 (源流の1つはベンサム)

3. ハイブリッドな立場

法実証主義的な見方に軸足を置きつつ、規範的要素をも同時に重視

IV. 結びにかえて

1. リーガル・プロフェッションへの警告と信託

「現代における法は、社会全体ではなく、法律家集団というサブシステム内部の規範や価値観を反映している」⇒ そうであればこそ、正しい自己規律と責任の適切な履行が求められる

2. 法多元主義論をどう取り扱っていくか

3. 現代アメリカにおける左派法学との関係をどう見て行くか